

議案第 67 号

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
について

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
を次のように定める。

平成 29 年 12 月 6 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条
第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、四万十町農業委員会の委員の定数及び
農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとし
る。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、19 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、20 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
(四万十町農業委員会の選挙による委員の定数及びその選挙区に関する条例の廃止)
- 2 四万十町農業委員会の選挙による委員の定数及びその選挙区に関する条例（平
成 18 年四万十町条例第 99 号）は、廃止する。
(四万十町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の廃止)
- 3 四万十町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例（平成 18 年四万
十町条例第 100 号）は、廃止する。
(四万十町農業委員会の部会に関する条例の廃止)
- 4 四万十町農業委員会の部会に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 101 号）は、
廃止する。
(四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正)

- 5 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「

農業委員会会長	月額	47,000円
農業委員会会長職務代理	月額	38,000円
農業委員会部会長	月額	38,000円
農業委員会委員	月額	37,000円

」を

「

農業委員会会長	基本額・月額	47,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会会長職務代理	基本額・月額	38,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額

」に改める。